エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.16」認定基準書

分類 M.　～その他～

（公財）日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

日用品は、台所用品、食卓用品、住生活用品など様々な製品があり、幅が広く、消費者にとっては、極めて身近な、かつ日常的に使用する製品である。このような日用品において、エコマークの類型を設定し、環境に配慮された製品を推奨することは、日常生活における環境負荷の低減に大きく資するとともに、消費者の環境意識の向上も期待できる。これらのことから、本類型を設定する環境的意義は大変大きいと考えられる。

これまでエコマーク事業においては、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」、商品類型 No.124「ガラス製品」など、素材の観点から認定基準を策定した商品類型があったが、今回、これらで対象としていた日用品を本商品類型に統合し、併せて食卓台所用品、履物および住生活用品などの日用品を幅広く対象製品として扱うものとして整理し、商品類型を設定した。

また、エコマーク商品類型ではスポンジ、コーヒーフィルター、油ろ過器、ゴム手袋、廃食用油吸収材、水切り濾紙袋、ストレーナーや三角コーナーといった台所用品に関するものが 8 商品類型あり、これらについても「日用品」として整理・統合した。これらの商品類型は、概ね「水質汚濁物質の排出防止」「天然原料の利用」「無漂白」といった環境的観点から基準を制定していたが、新たに商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、化学物質などの観点についても見直しを行った。

具体例として商品類型 No.5「廃食用油吸収材」は、水質汚濁の原因となる廃食用油の排出防止、再生材料の利用による廃棄物削減などの観点からの商品類型化であったが、本商品類型においては、再生材料とは異なる未利用の資源として、間伐材や未利用繊維（ウェスなど）などの有効利用も新たに認めることとした。

２．適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「その他の住生活用品」、および「その他の生活文化用品」のうち表 1 に示す製品。ただし、電気を使用する製品、特定の製品の包装用箱、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

表１　対象製品分類

分類番号	分類	各分類に該当する製品
	その他の住生活用品	
85 92	**湯たんぽ(中分類)**	ゴム製湯たんぽ
85 93	**郵便受け及び状差し(中分類)**	
85 95	**はえたたき、はえ落とし及びねずみ取り(中分類)**	ねずみ粘着板、ゴキブリ粘着トラップ
85 99	**他に分類されないその他の住生活用品(中分類)**	コンセント、コードリール、毛玉取り、シューキーパー、靴の中敷、シューフィッター、靴べら、蚊取り線香燻焼器、キャンドルホルダー、スイッチプレート、綿棒、耳掻き
	その他の生活･文化用品	
95 2	**裁縫用小物(中分類)**	
95 21	ボタン（金属製を除く。）	
95 4	**宗教用具(中分類)**	
95 412	神具	三宝、八足台、さかき枠
95 422	仏具	位はい(牌)、仏具台、香盤、霊具ぜん、木魚及び高杯
95 432	祭具	提灯、扇、拍子木
95 433	結納品	指輪飾り、友白髪、末広、角樽、高砂
95 444	葬具	骨壷
95 93	**竹製品(中分類)**	竹製敷物、竹すだれ、旗ざお、物ほしざお、竹製つりざお

３．用語の定義

共通基準に関する用語	
使い捨て製品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない製品。
再使用可能	ライフサイクルの中で想定された目的のために一定回数の繰り返し使用を行うことができるよう想定し、設計した製品または包装の特質。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
材料に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。本商品類型では、未利用繊維を含むものとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程（工場）内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に､廃棄された材料または製品。
紙に関する用語	

古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、 古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、実際の古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率 100%とみなす。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材（使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
建設発生木材	新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。本商品類型では、建築解体木材を除く。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、群状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
木質部	木の実質（植物繊維も含む)。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。本商品類型では繊維としての使用を含む。
ガラスに関する用語	
ガラスカレット利用率	製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、 ガラスカレット利用率＝ガラスカレット／（一製品当たりの）全ガラス材料 とし、すべての材料は質量で表すものとする。
カレット	廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）

	したもの。
繊維に関する用語	
未利用繊維	コットンリンターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。本商品類型では、紙およびパルプ原料としての使用を除く。
リサイクル繊維	反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。
反毛繊維	織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。
オゾン漂白	オゾンの酸化漂白力を応用し、通常の漂白方法に比べ低い温度で繊維と反応させ、精練漂白加工を行う方法。

４．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.共通基準と証明方法

(1)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。
a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、

およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3) 記録文書の保管について定めたもの
4) 再発防止策(今後の予防策)
5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(2)廃棄物を増加させることになる製品（いわゆる使い捨て製品）でないこと。

【証明方法】
申込製品の用途を付属証明書に記載すること。

(3)製品は、金属材料が製品全体質量の50%未満であること。

【証明方法】
申込製品に使用する金属材料の合計質量を付属証明書に記載すること。

(4)製品は、小売段階（小売しない製品は最終出荷段階）で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成12年7月　経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

【証明方法】
製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

(5)包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(6)抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けた商品であること。

【証明方法】
本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

A.紙

(7)紙材料は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。

(8)塗工印刷用紙にあっては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は17g/㎡とする。

(9)非塗工印刷用紙にあっては、白色度が70%程度以下であること。

(10)紙の蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。

(11)パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

【証明方法】
製紙事業者の発行する証明書を提出すること。(6)および(7)については古紙パルプ配合率、および片面と両面それぞれの塗工量の固有数値をそれぞれ記載するものとする。白色度についてはハンター方式、またはISO白色度（拡散青色光反射率）による白色度試験結果を提出すること。なお、試験結果には白色度の固有数値を記載するものとする。蛍光増白剤については添加の有無を記載すること。また、添加のある場合は蛍光増白剤使用量を証明書に記載すること。パルプの漂白工程については塩素ガスの使用の有無を記載すること。

B.木材

(12)木質部またはセルロースの原料は、用語の定義に定める再･未利用木材、廃植物繊維および未利用繊維の配合率が100%（質量割合）であること。低位利用木材のう

ち小径材において、aあるいはbに該当する場合の森林認証については、別表1を満たしているものであること。

(注) 重量割合とは、気乾状態*1 または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量*2 に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

*1：通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

*2：24 時間ごとの質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

*1 については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できることとする。

【証明方法】

原料事業者の発行する、原料が再･未利用木材、廃植物繊維および未利用繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位10社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

・森林の種類（天然生林、人工林など)、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。

・どのような状況（病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

(13)木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として使用していないこと。

【証明方法】

防蟻剤、防腐剤および防虫剤の使用の有無を付属証明書に記述すること。

(14)屋内で使用される製品は、製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とはJIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャン

バー法」に従って測定した定量下限値以下とする。

【証明方法】
JISに定める試験結果を提出すること。試験方法は、JIS A 1901による。ただし、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない製品にあっては、試験を免除とする。

(15)屋内で使用される製品で、接着剤、塗料を使用した材料にあっては、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料がJIS規格、JAS規格によるF☆☆☆☆等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下のaあるいはbの数値基準を満たしていること。

a. JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値 : 0.3mg/l 以下、最大値 : 0.4mg/ l 以下であること。

b. JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5μg/（㎡･h）以下であること。

【証明方法】
JIS A 1460あるいは JIS A 1901、または個別のJISあるいはJASに定める方法による測定結果が基準値を満たすことを示す試験結果を提出すること。JIS規格またはJAS規格によりF☆☆☆☆等級の表示が認められた材料および製品にあっては、当該等級であることを証明する書類あるいはその写し、また国土交通大臣により規制対象外の認定を受けた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。また、JAS規格により非ホルムアルデヒド接着剤使用の表示を認められた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。

C.プラスチック

(16) プラスチックは、原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が50%以上であること。ただし、原料ポリマとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマの質量割合が60%以上であること。
フィルム製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 40%以上であること。
合成紙製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 50%以上であること。

【証明方法】

プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料、それぞれについて製品全体に対する重量割合を付属証明書に記載すること。原材料供給者の発行する原料証明書を添付すること。

(17)プラスチックは、製造時に代替フロン（HCFCs）の使用のないこと。

【証明方法】
プラスチック材料を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(18)プラスチックは、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(19)プラスチックは、法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物質などを処方構成成分として含まないこと。
プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。
プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

【証明方法】
原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

(20)プラスチックは国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質（表2：POPs）を含まないこと、また使用・廃棄時にそれらの発生がないこと。

表 2　国連環境計画で挙げられている残留性有機化学物質

DDT	アルドリン	ディルドリン	エンドリン
クロルデン	ヘプタクロール	ヘキサクロロベンゼン	マイレックス
トキサフェン	ポリ塩化ビフェニール類	ダイオキシン類	フラン類

【証明方法】
原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処

方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

D.ガラス

(21) ガラスは、ガラスカレット利用率が70%以上（重量割合）であること。耐熱ガラスは、ガラスカレット利用率が20％ 以上（重量割合）であること。

【証明方法】
ガラスカレット利用率および製品全体におけるガラス材料の重量割合を付属証明書に記載すること。

(22)素材となるガラスカレットは、安全性（カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンの溶出） について検証され､説明されていること。当該物質の溶出については、土壌汚染に係る環境基準［ 平成3年8月23日、環境省告示第46号］を満たすこと。

【証明方法】
ガラスカレットの仕入方法およびガラスカレットの受入時確認基準（カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素およびセレン）を提出すること。

(23)ガラスに使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
着色剤などの製造事業者の発行する成分表もしくは化学物質等安全データシート(MSDS)を提出すること。

E.繊維

(24)製品に使用される繊維は、製品の外面積の50％未満であること。

【証明方法】
付属品を除く製品の外面積に占める繊維の割合を、付属証明書に記述すること。

(25)製品に使用される繊維は、以下のa,b またはc の要件のいずれかに適合すること。

a.繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表3の基準配合率を満たすこと。

b.繊維部分が綿100％の製品であること。且つ、無漂白綿、過酸化水素漂白綿またはオゾン漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。

c.繊維部分が綿などの天然繊維100％の製品であること。且つ、有機栽培のものであること。

表3　繊維毎の全繊維の総質量に対する基準配合率

<table>
<tr><th>繊維の種類</th><th colspan="3">基準配合率</th></tr>
<tr><td>未利用繊維</td><td colspan="2">10%以上</td><td>キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は70%以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">リサイクル繊維</td><td>反毛繊維</td><td colspan="2">10%以上</td></tr>
<tr><td>ポリマーリサイクル繊維</td><td>50%以上</td><td>樹脂量として再生PET、再生PEまたは再生PPなどが50%以上となること</td></tr>
<tr><td>ケミカルリサイクル繊維</td><td>50%以上</td><td>モノマ量として再生モノマが50%以上となること</td></tr>
<tr><td colspan="3">ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率 50%を満たすこととする。
（AxB+CxD）／100
A=ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%)
B=ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率(%)
C=ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%)
D=ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率(%)</td></tr>
</table>

【証明方法】
紡績事業者の発行する原料証明書を添付すること。証明書には原料名、原料供給事業者名、各原料の配合率などを記載するものとする。ただし、生地などにエコマーク認定品を使用する場合は、当該生地などの「ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に記載することで、基準への適合の証明とすることができる。

(26)繊維への化学物質の使用については、別表2に示す化学物質について、基準値を満たすこと。

【証明方法】
別表2に従って各証明書を提出すること。

(27)繊維は、ハロゲン系元素で構成される樹脂（本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない）の使用のないこと。

【証明方法】
付属証明書にハロゲン系元素で構成される樹脂の使用の有無を記述すること。

F.ゴム

(28)ゴムは、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が 10%以上であること。ただし、ゴム粉を用いた常温形成品については、60%以上であること。

【証明方法】
全ゴム質量における再生ゴム材料の質量割合を付属証明書に明記すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

(29)ゴム中の有害物質については、平成 3 年 8 月 23 日、環境省告示第 46 号のうち重金属に関する基準に適合すること。

【証明方法】
原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として添加していない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類でも可とする。

(30)製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱い、保管上の注意およびアレルギー情報などについて取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

アレルギー情報の製品表示については、

a.材質表示として、天然ゴム、合成ゴムのいずれかに関する材料名称を記載すること。なお、合成ゴムについては、材料名称の後に続けて、具体的な名称を括弧書きにて記載すること。

例 :「合成ゴム（ニトリルゴム)」、「天然ゴム」

b.合成ゴムまたは天然ゴム製の製品は、例 1 を参照し、従来の使用上の注意に加え、アレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。天然ゴム製品は、例 2 を参照し、従来の使用上の注意に加え、ラテックスアレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。

例 1 :「体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」

例 2 :「この製品は天然ゴムを使用しています。天然ゴムは、かゆみ、発赤、じんましん、むくみ、発熱、呼吸困難、喘息様症状、血圧低下、ショック等のアレルギー症状をまれにおこすことがあります。このような症状をおこした場合には、直ちに使用を中止し、医師に相談してください。」

【証明方法】
アレルギー情報表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。

G.焼物

(31)焼物は、表 4 に示す原料分類区分ごとに、製品質量に占める再生材料の質量割合が基準配合率以上であること。ただし、再生材料が複数種で表 4 の基準配合率区分をまたがる製品は、すべての再生材料の合計質量割合が、以下の計算式を用いて比例配合により下限値を算出した基準配合率以上であること。

基準配合率（再生材料配合の下限値）（%）＝（$A \times X_1 + B \times X_2$）／（$A + B$）

（［基準配合率X_1％区分の材料］をＡ ％、［基準配合率X_2％区分の材料］をＢ％ 使用した製品にて設定）

表 4　再生材料の原料分類区分と使用の認定および基準配合率

再生材料の原料となる廃棄物などの分類区分と名称		基準配合率注 3)（質量%）
分類区分	再生材料の名称	
鉱業･採石廃棄物類	・採石および窯業廃土 ・珪砂水簸の微小珪砂（キラ）	35%
金属工業廃棄物類	・鉄鋼スラグ　・鋳物砂 ・銅スラグ ・フェロニッケルスラグ ・電気炉スラグ	
使用済み陶磁器		15%
ガラスカレット		ガラス質量/製品質量≧15% ガラスカレット利用率≧70%
その他の産業型廃棄物類	・石炭灰 ・貝殻	50%

注 1) 溶融品に少量の着色剤を添加する製品は、基準配合率の算定に用いる全原料の重量に着色剤の重量を含まない。

注 2)　水分を含むものにあっては、乾燥重量を用い、焼成品および溶融品にあっては加熱により燃焼減量する重量は除いて算出した値とする。

注 3)　再生材料が複数種で、本表の基準配合率区分をまたがる製品は、比例配合で基準配合率を算出する。

例）窯業廃土と使用済み陶磁器を使用した焼成品・溶融品

窯業廃土　　　　　　　　A（%）　（基準配合率 35%）

使用済み陶磁器　　　　　B（%）　（基準配合率 15%）

この場合、基準配合率（再生材料配合の下限値）（%）は、(A×35＋B×15）／（A＋B）とする。

したがって、この例では A＋B の合計配合率が上式で計算した基準配合率以上であることを必要とする。

注 4)　表 4 に示す原料分類区分においてガラスカレットを選択する製品は、製品質量に占めるガラス材料の質量割合が 15%以上であること、且つガラスカレット利用率 70%以上であること。

【証明方法】

表4に示す原料区分ごとの再生材料の基準配合率と合計重量割合を付属証明書に記載すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

(32)製品からの有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）別表第三に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

(33)「その他の住生活用品」は、製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱いおよび保管上の注意などについてを取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

【証明方法】
取扱いおよび保管上の注意などについて記載されている取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの写しなどを提出すること。

(34)複数部品から構成される製品は、リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易であること。または、使用材料が統一されている場合については、各材料の再生材料基準配合率を表5のとおり適用する。

表 5　複数部品で使用材料が統一された製品における素材に関する基準

素材名	再生材料の基準配合率
紙	4-1-2.紙に関する基準に同じ
木材	4-1-2.木材に関する基準に同じ
プラスチック	50%（ポストコンシューマ材料は 50%）
ガラス	60%
繊維	4-1-2.繊維に関する基準に同じ
ゴム	4-1-2.ゴムに関する基準に同じ
焼物	4-1-2.(30)表 4 に定める配合率から 10%差し引いた値

【証明方法】
分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。素材統一されている場合については、素材統一されている旨示した書類を提出すること。

(35)「はえたたき、はえ落とし及びねずみ取りのうち、ネズミ粘着板およびゴキブリ粘着トラップ」は、リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易であること。

【証明方法】
分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(36)製品の品質については、日本工業規格、日本農林規格、または業界などの自主的な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JISまたはJASの認定を受けている場合は、JISまたはJASの認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

5．配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。

a.紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

b.プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。

6．商品区分、表示など

(1) 商品区分（申込単位）は、2.適用範囲の表 1 に示す小分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2) マーク下段表示は別表 3 に示す商品区分毎の環境情報表示とする。環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011 年 3 月 1 日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（B タイプの表示）を行うことも可とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

エコマーク商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の認定商品であって、2005 年 4 月 1 日以降に本商品類型で使用契約を締結する認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

(3) エコマークの表示方法は、「エコマーク使用の手引」に従うこと。

2004 年 7 月 1 日	制定（Version1.0）
2004 年 10 月 14 日	対象などの改定（Version1.1）
2005 年 5 月 13 日	水切り用濾紙袋の古紙パルプ配合率、対象製品分類の改定

	（Version1.2）
2005 年 9 月 8 日	食用油ろ過器の再生ポリマ基準除外の改定（Version1.3）
2006 年 10 月 19 日	電気掃除機用フィルター袋の繊維材料基準除外、線香の基準追加、対象製品分類の改定他（Version1.4）
2007 年 4 月 13 日	ごみ箱の再生ポリマ配合率の改定（Version1.5）
2007 年 8 月 2 日	ゴム製履物の再生材配合率の改定（Version1.6）
2007 年 10 月 5 日	有効期限延長
2008 年 2 月 14 日	古紙パルプ配合率に関する基準項目の一時適用除外（見え消し部分）、有効期限延長(Version1.7)
2008 年 8 月 21 日	環境法規遵守基準の改定（Version1.8）
2009 年 5 月 1 日	製品分類別に基準分割、古紙パルプ配合率の定義の改定（Version1.9）
2009 年 11 月 4 日	板紙の古紙パルプ配合率、焼物の有害物質の改定、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒド基準を屋内用品に限定、オゾン漂白綿の追加（Version1.10）
2010 年 12 月 13 日	食用油ろ過器（消耗部分）の適用範囲への追加、別紙メッシュサイズ試験方法の修正（Version1.11）
2011 年 3 月 1 日	マーク表示方法の追加（Version1.12）
2011 年 8 月 1 日	包装材の一時適用除外とした古紙パルプ配合率に関する基準項目等を配慮事項として設定。分類 D にブラシ部の交換可能な歯ブラシを追加（Version1.13）
2011 年 11 月 1 日	ガラスへのクロム不使用を六価クロムに限定（Version1.14）
2012 年 2 月 1 日	使い捨て製品に関する改定（Version1.15）
2012 年 7 月 5 日	難燃剤、抗菌剤の規定変更。食品用器具への再生材使用に関する厚生労働省ガイドライン追加。(Version1.16)
2014 年 2 月 1 日	有効期限延長
2020 年 6 月 30 日	有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1　用語の定義に規定する森林認証について

認証の基準について	･経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。
	・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。
	・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

別表 2

繊維における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

証明方法として、記号 1 に定める物質については、防かび加工の有無を記述すること。防かび加工がなされている製品は、加工剤を記述すること。記号 2 に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令 34 号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。記号 3 に定める物質については、毛製品であることの有無を記述すること。毛製品は、当該物質の厚生省令 34 号への適合を説明する証明書を提出すること。

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 ﾄﾘﾌｪﾆﾙすず化合物 ﾄﾘﾌﾞﾁﾙすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品
2	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	検出しないこと	厚生省令 34 号	乳幼児用(生後 24 月以下)
		75ppm 以下		直接肌に触れる可能性の高い製品
		300ppm 以下		その他製品(屋外に設置される製品は本項目を適用しない)
3	ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号	全製品

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。

証明方法として、各加工の有無を記述すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
柔軟加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

参考：47 繊局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長
48 生局第 289 号通商産業省生活産業局長
63 生局第 226 号通商産業省生活産業局長

以下の①、②および③に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。

羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

証明方法として、製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

発癌性ランク（Ａ１）		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（Ａ２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylidine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4amino-azo-benzen	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC),ECOTEX
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC),ECOTEX
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC),ECOTEX
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) ,ECOTEX
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ECOTEX

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD,ECOTEX
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD,ECOTEX

2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD,ECOTEX
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD,ECOTEX
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD,ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	ECOTEX
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	ECOTEX
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 102		ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		ECOTEX
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	ECOTEX
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	ECOTEX
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		ECOTEX

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
ECOTEX STANDARD 100

別表 3　　商品区分ごとの環境情報表示

資材の種類	環境情報表示	表示
一般	（2 段表示） 1 段目 再生材料を使用 2 段目 使用した再生材料名*　○%*2 または 使用した再生材料名*　○%*2 以上 *再生材料名は、材料に関する基準に規定する「古紙パルプ」、「再･未利用木材」、「廃植物繊維」、「再生プラスチック」、「ガラスカレット」、「未利用繊維」、「リサイクル繊維」、「再生ゴム」、（焼物については表 4 の再生材料の名称）とする。 使用した再生材料が 2 種類以上ある製品は、配合量の多い再生材料名上位 2 種類を 2 段目および 3 段目に表示すること。 *2○は、使用した再生材料の製品全体に対する質量割合を挿入（小数点以下切り捨て）	（古紙パルプ配合製品の例） 再生材料を使用 古紙パルプ　○%
繊維材料に無漂白綿を選択した製品	（1 段表示） 無漂白綿を使用	無漂白綿を使用
繊維材料に過酸化水素漂白綿を選択した製品	（1 段表示） 過酸化水素漂白綿を使用	過酸化水素漂白綿を使用

繊維材料にオゾン漂白綿を選択した製品	（１段表示） オゾン漂白綿を使用	ちきゅうにやさしい オゾン漂白綿を使用
繊維材料に有機栽培綿を選択した製品	（１段表示） 有機栽培綿を使用	ちきゅうにやさしい 有機栽培綿を使用